

日本人間工学会関西支部選挙細則

(選挙の目的)

第1条 本文は日本人間工学会関西支部（以下関西支部と記述）の選挙制度を規定する。

第2条 本文は関西支部の支部長候補・副支部長の選挙（「正副支部長候補選挙」とする）、評議員の選挙（「評議員選挙」とする）の方法を規定する。

(選挙の対象)

第3条 幹事会は支部長、副支部長、評議員の任期満了の4ヶ月前に次期支部長候補・副支部長候補（以下「次期正副支部長候補」とする）、次期評議員候補を決定する。

(選挙権者)

第4条 選挙権者は日本人間工学会の会員であって、関西支部に所属するものとする。

(投票用紙もしくは電子投票用フォーム)

第5条 投票用紙もしくはインターネットを介した電子投票用フォームには幹事会の推薦した次期正副支部長候補、次期評議員候補のリストおよびその投票欄、並びに候補者以外の氏名を記入する欄が設けられているものとする。

(選挙管理委員会)

第6条 支部長は選挙管理委員3名を任命し、幹事会の承認を得る。この選挙管理委員により、選挙管理委員会を構成する。

(選挙の方法)

第7条

1. 選挙は、投票用紙の郵送もしくはインターネットを介した電子投票のいずれかによって実施する。
2. 投票用紙の郵送によって実施する場合の方法は以下の通りとする。
 - (1) 選挙管理委員会は支部長、副支部長、評議員の任期満了の3ヶ月前に選挙権者に投票用紙を返信用封筒、投票用紙の事務局到着期限を記述した書類とともに郵送する。
 - (2) 選挙権者は信任する候補者の投票欄に○印を記入した投票用紙を返信用封筒に納め、関西支部事務局内選挙管理委員会宛に返送する。
 - (3) 信任しない候補者がいる場合、選挙権者はその数を上限として投票したい者の氏名を記入することができる。上限を超えて記入した場合は、投票を無効とする。
3. インターネットを介した電子投票によって実施する場合の方法は以下の通りとする。
 - (1) 選挙管理委員会は支部長、副支部長、評議員の任期満了の3ヶ月前に選挙権者に電子投票用フォームのURLを、回答期限を明記したうえで電子メールにより告示する。
 - (2) 選挙権者は信任する候補者のチェックボックスを選択し、電子投票用フォームに回答する。
 - (3) 信任しない候補者がいる場合、選挙権者はその数を上限として投票したい者の氏名を記入することができる。上限を超えて記入した場合は、投票を無効とする。

(選挙結果の判定方法)

第8条 有効投票数の上位の者から選出するものとする。

(選挙の報告)

第9条 支部事務局は、投票用紙の返送期限もしくは電子投票用フォームの回答期限後すみやかに選挙管理委員会の立会いのもとに、投票用紙もしくは集計ファイルを開封し、結果をまとめる。選挙管理委員会はその結果を幹事会に報告する。

制定 平成12年10月7日

平成23年3月26日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成31年3月23日一部改正

2025年1月16日一部改正